

令和 6 年度 業 務 実 績



中国四国厚生局

はじめに

中国四国厚生局は、厚生行政の政策実施機関として、主に中国5県（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県）において、医療、健康福祉、食品衛生、年金、麻薬取締などに関する業務を行っております。

当局としては、地域の身近な厚生行政の窓口として、地域の実情を的確に把握しつつ、各種業務の実施を通じて、地域の皆様の生活や暮らしが将来にわたって安心で安全なものとなるよう、全力で取り組んでまいります。

本書は、令和6年度における中国四国厚生局の業務実績を取りまとめたものであり、地域の皆様や地方自治体をはじめ多くの関係者の皆様に当局の業務をご理解いただくための一助となれば幸いです。

今後とも厚生行政に対するご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年7月

目次

I	中国四国厚生局の概要	1
1	沿革	1
2	組織	3
3	基本理念と行動規範等	4
4	所在地	5
II	業務の概要及び実績等	6
	＜総務部門＞	
1	総務課	6
2	企画調整課	8
3	年金管理課	11
4	年金審査課	19
	＜社会保険審査官＞	
5	社会保険審査官	20
	＜健康福祉部門＞	
6	健康福祉課	22
7	医事課	32
8	食品衛生課	42
9	地域包括ケア推進課	47
10	保険年金課	52
	＜指導部門＞	
11	管理課	55
12	医療課	57
13	調査課	59
14	指導監査課/県事務所	60
	＜麻薬取締部＞	
15	麻薬取締部	66
III	参考資料	72

I 中国四国厚生局の概要

1 沿革

◆ 平成13年1月6日

中央省庁等改革基本法により、厚生省と労働省を統合して「厚生労働省」が設置されるとともに、政策の企画立案に関する事務は本省で行う一方、実施に関する事務を行うために地方厚生局が設置されました。

地方厚生局は、それまで設置されていた地方医務局及び地区麻薬取締官事務所で行っていた業務に加えて、本省から移管された保健医療、福祉等の許認可や指導監督等の業務、検疫所や地方社会保険事務局からの移管事務等を所掌することとなりました。

◆ 平成15年4月1日

健康福祉部が新設されました。

◆ 平成16年4月1日

病院管理部門は国立病院・国立療養所の独立行政法人への移行に伴い、すべて廃止されました。

◆ 平成20年10月1日

地方社会保険事務局から保険医療指導監査等の事務が移管されたことに伴い、指導管理官、管理課、医療指導課（現、医療課）、指導監査課、鳥取事務所、島根事務所、岡山事務所及び山口事務所が新設されました。

また、中国地方社会保険医療協議会が設置されました。

◆ 平成22年1月1日

社会保険庁の廃止により、日本年金機構が行う業務に対する監督、国民年金等事務取扱交付金の交付事務及び年金給付等の処分決定に対する審査請求の対応が移管されたことに伴い、年金管理課及び社会保険審査官が新設されました。

◆ 平成26年4月1日

組織改正により、指導養成課が健康福祉課に統合されました。

また、保険医療機関等への効率的・効果的な業務の実施等のため、調査課が新設されました。

◆ 平成27年2月1日

危険ドラッグ取締体制の強化に伴い、指定薬物専門官が新設されました。

◆ 平成27年4月10日

年金記録の訂正を求める制度が創設されたことに伴い、年金審査課が新設されました。
また、中国四国地方年金記録訂正審議会が設置されました。

◆ 平成28年4月1日

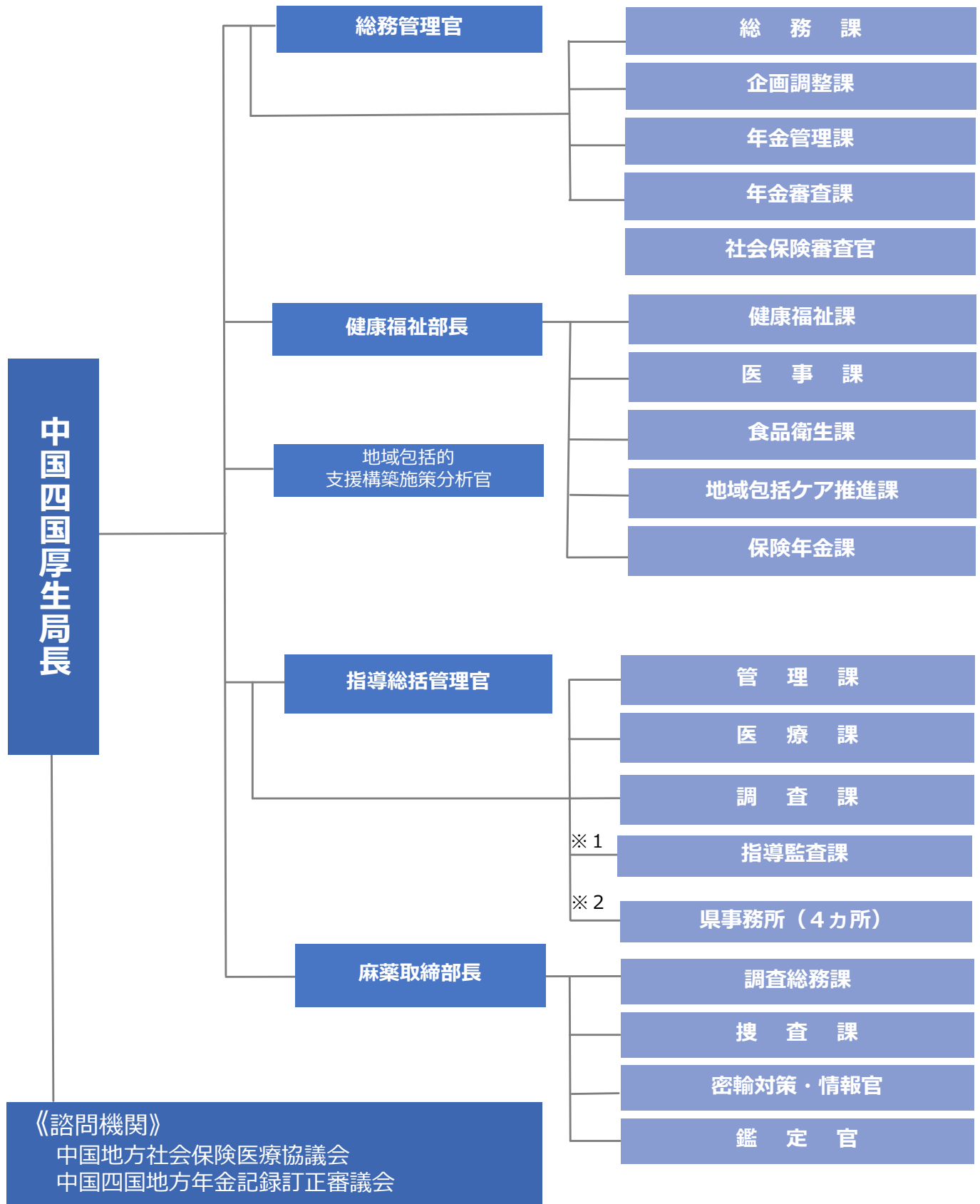
組織改正により、福祉指導課が健康福祉課に統合されました。

また、地域包括ケアシステム構築の実現に向けて各県と連携を密にして支援等を行うため、地域包括ケア推進課が新設されました。

◆ 令和6年4月1日

地域包括ケアシステム構築のさらなる推進のため、地域包括的支援構築施策分析官が新設されました。

2 組織



※1 広島県を管轄

※2 鳥取県、島根県、岡山県、山口県をそれぞれ管轄

3 基本理念と行動規範 等

基本理念

中国四国厚生局は、地域の皆様に対する身近な厚生行政の窓口として、地域の状況を的確に把握しつつ、国の社会保障政策に関する各種取り組みの円滑な実施に努め、地域の皆様の生活や暮らしが将来にわたって安心かつ安全なものとなるよう全力で取り組みます。

行動規範

私たち中国四国厚生局職員は、基本理念を実現するため、次の行動規範に基づいて行動します。

- ・ 国民全体の奉仕者として、法令を遵守し、公平・公正に職務を遂行します
- ・ 高い倫理観、ゆるぎない使命感、強い責任感をもって業務を行います
- ・ 地域の皆様の声を大切にし、業務に反映させます
- ・ わかりやすい施策の実施、懇切丁寧かつ透明性の高い行政サービスを提供します

中国四国厚生局の基本的な役割と業務

社会保障政策の身近な実施機関

各種制度の実施のための直轄事業

- 医療保険制度の適切な運営
 - ・ 保険医療機関等及び保険医等に対する指導監督
 - ・ 健康保険組合等の保険者に対する検査・指導監督
- 健康・福祉の確保
 - ・ 医師・歯科医師の臨床研修機関等に対する指導監督
 - ・ 栄養士・社会福祉士等の養成施設に対する監督
 - ・ 食品輸出施設、登録検査機関等に対する監督
- 年金制度の円滑な事業運営
 - ・ 企業年金等に対する指導監督
 - ・ 日本年金機構が行う滞納処分等に係る認可等
 - ・ 年金記録の訂正請求への対応
- 麻薬、覚醒剤・大麻等の取締推進
 - ・ 規制薬物及び正規麻薬等に対する取締り
 - ・ 薬物乱用防止啓発及び再乱用防止支援事業

政策の推進・地方自治体への支援

- 地方自治体に対する補助金の交付
- 地域包括ケアシステムの構築
 - ・ 地方自治体への助言、研修・セミナーの開催、広域的・包括的なネットワークの形成等
- 医療提供体制の確保
 - ・ 地域医療構想等の支援、医療安全の確保、災害時の医療の確保等
- 情報発信・普及啓発
 - ・ 厚生行政に関する地域に身近な窓口として地域の実情の把握と発信
- 麻薬・覚醒剤・大麻等の取締りについての支援

厚生行政の窓口として
地域に密着

厚生労働省（本省）と地域の
架け橋としての役割を担う

ブロック機関として
県域を越えて事業を展開

ひと、くらし、みらいのために

地域のみなさまが将来にわたり
健やかで安心して生活できるよう貢献

4 所在地



《広島合同庁舎（4号館）》
 徒歩：広島駅から20分
 路面電車：「立町」電停から徒歩10分
 バス：「合同庁舎前」バス停から徒歩1分

《鉄砲町庁舎》
 徒歩：広島駅から20分
 路面電車：「八丁堀」電停から徒歩5分
 バス：「女学院前」バス停から徒歩5分

広島合同庁舎4号館（2階・15階）

〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀6-30



部 署	電話番号
総務課	082-223-8181
企画調整課	082-223-8245
管理課	082-223-8262
医療課	082-223-8225
調査課	082-223-8189
指導監査課	082-223-8209
麻薬取締部	082-227-9011

鉄砲町庁舎（東芝フコク生命ビル2階）

〒730-0017 広島県広島市中区鉄砲町7-18



部 署	電話番号
健康福祉課	082-223-8264
医事課	082-223-8204
食品衛生課	082-223-8291
地域包括ケア推進課	082-223-8280
保険年金課	082-223-8244
年金管理課	082-223-0065
年金審査課	082-209-6675
社会保険審査官	082-223-0070



鳥取事務所



〒680-0842
 鳥取県鳥取市吉方109
 鳥取第3地方合同庁舎2階
 TEL：0857-30-0860

《アクセス》JR鳥取駅から徒歩20分



島根事務所



〒690-0841
 島根県松江市向島町134-10
 松江地方合同庁舎6階
 TEL：0852-61-0108

《アクセス》JR松江駅から徒歩7分



岡山事務所



〒700-0907
 岡山県岡山市北区下石井1-4-1
 岡山第2合同庁舎11階
 TEL：086-239-1275

《アクセス》JR岡山駅から徒歩7分



山口事務所



〒753-0094
 山口県山口市野田35-1
 山口野田合同庁舎1階
 TEL：083-902-3171
 《アクセス》JR上山口駅から
 徒歩15分